

食品安全委員会第149回会合議事録

1．日時 平成18年6月29日(木) 14:00～15:30

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- (1) 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順について
- (3) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について
- (4) 食品安全委員会の3年間を振り返って
- (5) その他

4．出席者

(委員)

寺尾委員長代理、小泉委員、坂本委員、中村委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

農林水産省 釘田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

- 資料1-1 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について
- 資料1-2 平成17年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント
- 資料2 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順(案)
- 資料3 プリオン専門調査会(第36回)における「自ら評価(メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価)」に関する議論の概要について

6 . 議事内容

寺尾委員長代理 ただいまから「食品安全委員会」第 149 回会合を開催いたします。

本日は、寺田委員長が体調不良ということで欠席でございますので、私が議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、5名の委員が御出席です。また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官、それから農林水産省から釘田動物衛生課長に御出席賜っております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「食品安全委員会（第 149 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は4点ございまして、

資料 1 - 1 が「平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」。

資料 1 - 2 が「平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント」。

資料 2 が「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（案）」。

資料 3 が「プリオン専門調査会（第 36 回）における『自ら評価（メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価）』に関する議論の概要について」でございます。

資料はお手元にそろっているでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

最初に議事の（1）ということでございまして「平成 17 年度食品安全委員会運営状況報告書について」でございます。

本件につきましては、企画専門調査会における議論が行われましたので、当委員会の企画専門調査会担当委員であります坂本委員から報告を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本委員 平成 17 年度の食品安全委員会運営状況報告書、これにつきましては6月14日に企画専門調査会において審議されました。その案が取りまとめられましたので、詳しい内容については事務局の方から詳細を御説明いただきたいと思います。

小木津総務課長 それでは、資料の 1 - 1、1 - 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料 1 - 1 の表紙でございますが、今、坂本委員から御説明があったとおり、本年6月14日に企画専門調査会第 15 回会合におきまして、17 年度の食品安全委員会運営状況報告書の（案）が取りまとめられております。

裏側のページをお開きいただきたいと思います。「審議の経過」でございますが、表に

も書いてございますが、6月26日に企画専門調査会、富永座長より、当委員会へ御報告がございました。

続きまして、運営状況報告書の本体でございますが、もう一枚めくっていただきますと、目次がございます。

まず、構成について御説明させていただきます。

「1 総論」ということで、これまでの委員会の運営状況を概括し、重点事項等について整理をしたものでございます。

2番目が具体的な「平成17年度における食品安全委員会の取組」でございます。

次のページにまいりまして、6つの分野について整理させていただいております。続いて「3 平成17年度における食品安全委員会の運営状況の総括」となっております。

付属しております資料が幾つかございます。特に御確認いただきたいのは、22ページから、平成17年度の運営計画の記載事項と、これに対する実施状況について、それぞれ整理したものでございまして、企画専門調査会におきましては、この項目ごとに、それぞれその実施状況の中身について御確認をいただきまして、御了承をいただいているところでございます。それが資料1でございます。

資料2以下でございますが「食品健康影響評価の審議状況」、そして専門調査会別の処理状況が資料3、そして意見交換会の状況につきましては、三府省連携による実施状況が資料4、地方公共団体との連携によるものが資料5、そして関係団体との懇談会等の状況が資料6、そして諸外国の政府機関、国際機関との交流、国際会議への出席状況等をまとめたものが資料7、資料8が17年度の食品安全確保総合調査一覧でございます。

まず、これが本体でございますが、もう一つ、資料の1-2というものがございます。こちらの方は、本体の部分のポイントを1枚に整理したものでございまして、一覧のものとして御確認いただければと思います。

内容は非常に詳細なものになりますが、今回の運営状況の総括という部分について、主に御説明をさせていただいて、全体の説明に代えさせていただきたいと思っております。本体の方の資料1-1の20ページと21ページを御覧いただきたいと思っております。

平成17年度におけます食品安全委員会の運営状況を総括してということでございますが、17年度の運営計画に基づき、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組みは着実に実施されているという総括をいただいているところでございます。

「具体的には」という部分からでございますが、まず、委員会の運営については計画的に行い、49回の委員会会合をすべて公開で開催しまして、配付資料、議事録の公表等、運

営の透明性を確保してまいりました。

また、各専門調査会においても、必要に応じ随時開催してまいりました。

その下のパラグラフでございますが、食品健康影響評価については、17年度中に添加物とか、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする、106案件について評価要請がございました。

順次、専門調査会、委員会において科学的な調査審議が行われまして、これまでに評価要請のあったものも含めて74案件について評価結果を通知しております。

また、その下でございますが、委員会自らが食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行いました。また、17年度より新たに取り組んでおります食品健康影響評価技術研究につきましては、厳正な審査により、7領域8課題を研究課題として決定しております。

また、その下でございますが、食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題を踏まえて、更にリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発、これに努めております。また、季刊誌『食品安全』、ホームページの充実等、できるだけ国民に正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めたということでございます。

食品安全委員会総合情報システムにつきましては、平成17年6月より委員会ホームページで運用を開始しておりますし、18年3月には情報を交換・共有するためのシステムや食品安全モニターからの情報に関するデータベースを追加しております。

こういった状況を踏まえて、今後の委員会の運営の在り方を考えると、諸課題に対して科学的な食品健康影響評価を着実に推進するとともに、国民の高い関心を踏まえて、食の安全に関する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進することが必要である。こういった総括がなされているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明あるいは記載内容につきましては、どなたか御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、この報告書案につきましては、当委員会といたしましては、これで決定するというようにさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

寺尾委員長代理 では、そのようにさせていただきます。

それでは、次が議事の2ということになります。「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順について」でございます。

本件につきましては、5月11日の第142回の委員会会合におきます審議を踏まえまして、意見・情報の募集手続きをしたわけですけれども、これが終了しておりますので、事務局から説明していただきます。

國枝評価課長 それでは、資料2の「暫定基準の設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（案）」を御覧いただきたいと思います。

今、委員長代理の方からもお話がありましたように、ちょっとめくっていただきまして、真ん中辺りになりますが、1ページ目というのが参考という形でございます。それを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

5月11日から6月9日までということで、国民の意見、それから情報の募集を行いましたところ、6通の御意見をいただきました。それにつきまして回答を作成いたしましたので、それについて御意見をいただければと思います。

まず、1番目でございますが、これは農薬等の評価の順に関する御指摘でございます。ここに書いてございますような情報、すなわち、既に判明しているようなADIだとか、あるいは理論的な最大1日摂取量とか、あるいは日本で摂取量調査がなされたようなものについては、農薬ごとの数値とか、あるいは残留基準が設定され、日本で農薬等の残留調査が行われたものについては、農薬ごとの検出率とか、検出範囲、あと実際にどれぐらい使用されているとかとか、生産をしているとかとか、こういったような情報を明らかにし、公開してほしいということ。

2ページ目のところの3番ですけれども、そういったものを公開した上で、リスクの評価の順位について国民から意見を聞いて、それを基に順位を決定し、それを公表してほしいという御意見でございます。

これにつきましては、今回の国民の意見・情報の募集というものが表題にもありますけれども、実施手順（案）ということですので、それをお答えするとともに、今回、厚生労働省からの依頼というものについては、優先的に評価するものと、それ以外のものというふうに分かれておりますけれども、ADIが設定されていないようなものとか、あるいは摂取量が多いと推定されるものは、優先的に評価対象とするということをお答えしております。あと、ここに書いてある具体的な御要望については、厚生労働省の方にお伝えするという形の回答を考えております。

2ページ目の2番目になります。早急に暫定基準の見直しということで、三つ挙げられておられまして、一つは理論的な最大1日摂取量がADIの80%を超えるようなもの、それから加工食品の基準で日本の食習慣を無視しているようなもの。それから、ミネラルウ

オーターの基準で、日本の水質管理目標設定項目における個々の農薬の評価値を超えるようなものというような具体的な提案がされております。

先ほど述べましたように、手順の御意見、情報の募集ということと、あと暫定基準の設定そのものは厚生労働省が行っておりますが、今回の御指摘の点につきましては、先ほどの手順の中で、最終的に厚生労働省の方で基準を設定した後に、食品安全委員会の方で暴露量の確認を行う形になっておりますので、その際の参考にしたいということで回答をしたいと考えております。

2 ページ目の下の 4 番ですが「リスク評価の根拠となる情報の公開について」ということに関連するものです。

実際には 3 ページ目の上になりますが、農薬抄録に関連する部分の伏せ字に関する部分ということで、提出資料の公開、非公開、どういう形になっているかということでございます。

これについては、3 ページ目の上の方になりますが、提出資料の公開等の取扱いについては、委員会決定に基づきまして、原則として公開することとしておりますが、「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるもの」については非公開としているということです。

それから、非公開の箇所につきましては、申請者にその理由を確認して、できるだけ公開して透明性を確保できるように努めていきたいということを回答したいと思っております。

次に 2 番目として、海外でリスク評価が出ている農薬等について、その A D I を採用する場合は、根拠となった報告、文献等を明らかにしてほしいということですが、今回のリスク評価というのは、国外等で既にリスク評価が行われた農薬であっても、そのまま A D I を採用するというのではなくて、A D I の設定の根拠となった試験成績などについて、評価書を元に調査審議を行い、必要に応じて関連文献の調査を行いつつ、食品安全委員会として A D I 等を設定し、その内容については、値の変更の有無にはかかわらず、評価書として報告するというをしているということです。

それから、当然のことになりますが、調査審議の対象となった報告・文献などについては明らかにすることとしております。

4 番になりますけれども、データが不足の場合の国民からの情報の公募ということですが、先ほど言いましたように、評価結果については、データが不足していることも含め、国民からの御意見、情報の募集を実施することになりますので、その中で、情報が不足し

ている場合には、国民からの情報というのを御提供する形となっております。

次に、下の方に6番と書いてございますけれども、いわゆるリスクの再評価ができるような国民からの申出制度ということでございますが、これについては実施手順案の「4. その他」というところで、評価に影響を与えることが懸念されるような新たな科学的な知見等が得られた場合は、改めて評価の実施を検討することを規定されておまして、国民からお寄せいただいたような情報を基に、再評価の実施についても検討することとなります。

4ページの上の4の中の7.というところですが、実際に暫定基準の設定された農薬等については、これからリスク評価が進められるわけですけれども、その進捗状況とか、あとは最終的な評価結果でありますようなADI、その根拠となった無毒性量等々、こういったものをデータベースとして構築して、国民が利用できるようにしてほしいということですが、審議状況については、明らかにしたいと思っております。

それから、データベースの構築については、評価結果の蓄積状況を考慮しながら前向きに検討していきたいと考えております。

次に、5の毒性評価の関係ということで、一つはADIの割り振りということで、食品8割、水1割、その他1割という点。これについては、暫定基準の設定というのが、厚生労働省等で行われているということで、御指摘の点については、厚生労働省にお伝えをするということ。

2番目の大気からの農薬摂取をどのように評価するかということですが、これはADIの割り振りの中のその他の10%として考慮されていること。

3番目の発がん性リスクの評価をして、非遺伝毒性メカニズムの場合には閾値があるとしてADIを設定されていますが、この場合、無毒性量評価は、どのような数式で推定されるか等の御質問ですが、それについては3番にありますけれども、発がん性についての毒性評価については、閾値の設定が可能であると判断された場合には、無毒性量以下の用量では発がん性は認められないと判断する。

4番として、子どものADIというのを特別に設定しなくていいかということですが、これについては、個別物質ごとに科学的知見に基づき設定していきたいということを回答したく考えてございます。

5ページ目の6番ですが、今回リスク評価の場合、「優先物質」というのがあるわけですが、これはADIを設定できないというものや、あるいは食品を通じて国民が摂取する量が比較的多い物質ということですが、比較的多い物質とそうではない物質は、どうい

ふうに仕分けているのかということですが、これは厚生労働省がマーケットバスケット調査の結果を基に設定するというので説明を受けておりますので、これについては、御要望については厚生労働省の方にお伝えするという形としております。

7番ですが、これは一律基準について、結構、各農薬に作物のところ、実際には具体的な残留基準が定められていないようなものがあるわけですが、そういったものについては他の農薬で定められていない食品について残留基準があるようなものについては、計算でそういったものを埋めていったらどうかということをございまして、具体的な提案ですが、これについて、暫定基準設定そのものは厚生労働省ということで御要望をお伝えすると。

2番目は具体的に5物質挙げておられて、早急に残留基準の設定を検討してほしいということ。

6ページ目に、諸外国で多く使われているような物質については、政府自らが必要な資料を収集し、リスク評価を行い、残留基準を設定してほしいということをございしますが、これらについても厚生労働省の方に伝えると同時に、あと輸入食品の残留が見込まれるものについては、5ページの下のところを書いてあるような形の通知が出ておるといことですので、それに従った方の対応というのがあるということをお紹介しております。

6ページ目の8ですが、優先物質というので、具体的な物質名はどういうものかということとか、あるいは国際評価機関でADIを設定できない物質の設定できない理由はどういうものかという御質問ですが、18年度優先物質5物質が、既に示されておまして、そこに書いてあるようなアレスリンほか、4物質というのが具体的に示されております。

あと、実際にADIを設定できない根拠をございしますが、これは遺伝毒性発がん性が認められたようなものからADIが定められていないわけをございすけれども、具体的な理由については、第97回の食品安全委員会で厚生労働省から提出された資料で示されておりますので、それを御紹介しております。

次に7ページですけれども、リスク評価について実際にどのような形で評価を行うのかということ、スタッフの実態が見えないとか、あるいはどういう体制で行うのかというようなところの御質問ですけれども、資料の準備については農薬とか、動物用医薬品あるいは飼料添加物の専門知識を持つ、担当職員及び技術参与が行っているということ。

あと、各物質のリスク評価の考え方・結果を示した評価書(案)の作成は専門調査会に委ねており、会合において中立公正の立場から科学的な議論を持って行っているということ。

あと、どれぐらいの期間かということですが、厚生労働省からは758物質を5年間で評価依頼するという計画が示されているということで、食品安全委員会としてもこれを踏まえて評価を進めるという形です。

あと、評価する物質は、どの順番で行うかということですが、これは厚生労働省の方から提出された評価依頼計画等によって資料を添えて諮問がなされ次第、食品安全委員会として食品健康影響評価を行う形としております。

あと、検出限界の件とかは厚生労働省で定めているということですので、そういう答えをしています。

あと、実際に出されてくるデータの関連で、農薬登録申請企業についてすべてのデータが正しく記載されているとは思えないがということですが、これの信頼性に関する規格であるGLPまたはそれに準じる方法によって作成された客観的に信頼できるものを用いることを基本にしているということとしています。

7ページの下の9というところですが、日本と熱帯地方では添加物や農薬の必要量も違うと。

食糧自給率の低い日本で海外の基準をそのまま採用するというのは、国民にとって健康状態上大変不利益ではないかということで、御指摘の点は厚生労働省に伝えるということと、あと今後具体的な御指摘の基準というのは、あくまでも暫定ということですので、今後、食品安全委員会で食品健康影響評価を踏まえて、厚生労働省の方で再検討する予定だということを述べております。

8ページ目の12番ですが「優先物質以外の農薬等に関して」ということで、評価書等が妥当かどうか判断するには、最近までの正しい知見の有無を調べないと判断できないのではないかとということですが、優先物質以外のものについては、評価書等を活用する形になりますが、そういう評価書等が作成された際の評価の経緯や根拠となる毒性試験成績などに加えて、当該評価以降に蓄積された科学的知見などを総合的に審査した上で実施するというのを御説明しております。

13番は必要に応じて既存の残留基準を見直すよう勧告してほしいということで、これについては既存の残留基準も併せて評価されることとなるということを御説明しております。

8ページの14番のところになりますけれども、一律基準あるいは対象外物質も含めて、できるだけ早くリスク評価をしてほしいという御要望ですが、これらについては依頼があった場合には、適確、迅速に評価を進めてまいりたいと考えております。

あと、御要望については、実際に食品健康影響評価依頼を行う厚生労働省にもお伝えを

すると回答してあると思います。

9 ページ目、15 番ですが、真ん中より下ぐらいになります。ここがポイントですが、今回、部会・WGの幾つかのところに関わってくるわけですが、この評価の一貫性、公平性を確保することが重要ということで、評価の透明性とか公平性を確保するために、評価作業を行うための原則や方法などを実施手順案に定め、その内容に沿った形でリスク評価を実施する必要があるという御提案でございまして、動物用医薬品の専門調査会、それから肥料・飼料等の専門調査会ではWGで御議論することになりますが、このWGの審議結果は、調査会で了解を得ることを予定しているということで、評価の一貫性は確保されていると考えています。

あと、農薬の評価につきましては、今、5つの部会ができるわけですが、部会ごとの評価の一貫性及び公平性を確保するために幹事会というのを設けまして、そこで各部会の審議結果にばらつきがないか確認するほか、評価作業を行うために必要な原則等についても取りまとめるということとしております。

それから、評価における実施手順の作成については、今後の検討課題とさせていただきたいと回答しております。

10 ページ目の 16 番になりますが、用途が重複する農薬等を評価する際は、適切な部会・WGで評価する必要があるということでの御提案ですが、御指摘のとおり、実際の審議におきましては、使用実態を十分に考慮した上で、適切な部会・WGで審議をいたします。

17 番になりますが、評価に当たっては、国際的な検討状況にも注意を払いつつ実施する必要があるということで、VICHの動きとか、あるいはJECFA、米国、EUなどの動きなどが御紹介されています。

11 ページ目の上になりますけれども、農薬につきましては、ARfD（急性参照用量）という設定について検討がされている。こういったようなことについての御提案でございまして、これについては、御指摘の国際的な検討状況については評価に当たって、最新の状況を踏まえつつ、評価を実施していくことが適当であると考えているということ。

それから、ARfDにつきましても、今後の動向を注意しつつ、必要に応じてその必要性、設定方法、取扱いなどについて検討することと回答しております。

11 ページ目の 18 番ですが、評価予定物質の選定方法の考え方について、情報を公表する必要があります。優先物質は国際的な動向を把握した上で、貴委員会による依頼予定物質の適切性の判断が必要ということです。

評価依頼予定物質については、厚生労働省の方で評価に必要な資料の準備ができるもの、それから一般への影響を配慮して、販売量の多いものなどを設定していると聞いているということ。

あと、いわゆる評価依頼物質につきましてですけれども、実際にその中で挙げられました優先評価物質については、国際リスク評価機関でADIを設定できないと評価されたもののうち、国内で使用が認められているものや、資料が提供されるものと聞いているということで、優先的に評価するべきものについての考え方を御説明しております。

ただ、いずれにしましても評価の優先順位の妥当性につきましては、ただ自動的に受けるということではなくて、食品安全委員会としても情報収集に努め、適切に評価を行う予定としておるといことも御説明しております。

なお、御指摘の点については評価依頼計画を策定する厚生労働省にもお伝えをします。

12ページ目の19番です。真ん中辺に書いてございますが、安全性、毒性の評価を行ってADIを設定するだけではリスク評価作業としては不十分であり、併せて暴露評価を実施し、現実にはどの程度のリスクが存在するかをできるだけ定量的に推定・試算するプロセスが必要と考えますということです。

今回の審議手順案につきましては、私どもの方でADIを設定した後、厚生労働省の方が推定摂取量の試算を基に残留基準を定めるわけですけれども、貴委員会がその暴露量を確認することとなっているわけですけれども、この手順では、いわゆる食品安全委員会のリスク評価機関としての独立性が懸念されるというような御指摘でございます。

これに対する回答としましては、短期間に非常に多数の農薬などのリスク評価を行う必要があるということから、従来から残留農薬基準等の設定に当たり、推定摂取量の試算を行っている厚生労働省との作業の重複を避けて、効率的に評価、管理が行われるように、食品安全委員会では推定摂取量の試算を省略することとしたこと。

それから、食品安全委員会では、厚生労働省が行った推定摂取量の試算結果を確認することにより、農薬などの暴露評価を行い、問題があれば意見を述べることとしているということ。

それから、厚生労働省が残留農薬等の残留基準の告示を行った後、食品安全委員会として施策の実施状況を調査することになっておりますが、そこで残留基準の妥当性を確認するというも行っているという旨を回答としたいと思います。

次に13ページ目ですけれども、上の方のカラムの20番の質問ですが、実施手順案では、優先物質に係る評価手順中にリスク評価に用いる資料ということで、関係する省庁から出

されたものが示されているわけですが、これらはいずれも他省庁が規定したものを準用しているということで、食品安全委員会が独立して食品健康影響評価というものを実施して評価するものということで、評価に必要な資料の要件については、貴委員会が改めて規定すべきではないかということ等でございます。

また、毒性試験成績などが不十分であって、リスク評価ができないと判断される場合には、追加資料を要求すると書いてあり、実際にどのような要件を満たした場合に行うのかというようなことです。

これについては、13 ページの上のところですが、リスク評価とリスク管理が分離される前に、現在のリスク管理機関において設定された評価指針を準用しておりますが、必要に応じて関連する専門調査会と調整しつつ食品安全委員会において順次制定していく予定としているということ。

それから、毒性試験成績が不十分ということで、さらなる資料が必要ということについてですが、この場合については専門調査会において個別の物質ごとに判断されるべきと考えているということ。

基本的な考え方としては、最小毒性量とか、無毒性量の根拠に疑義が生じた場合や、毒性の発現メカニズムを更に明確にしておく必要がある場合などを想定している旨を回答したいと考えております。

21 番は、農林水産省との連携など、関係省庁と連携ということで、今回のフロー図に農林水産省が抜けていたということでの御指摘ですが、これは今回簡潔に説明することということで、どちらかというと、食品安全委員会と厚生労働省のみを記載しましたけれども、御指摘のとおり、実際の農薬等の評価においては農林水産省との連携も図る旨を回答しております。

14 ページ目の 22 番になりますが、基準値の検討ということで、基準の決定のときには、あくまでも輸入通関統計などに基づいて、主要輸入国における基準並びに使用実態の調査・検討を行った上でリストへの追加や基準の設定を検討して、同制度の適切な運用をすることが重要ではないかということです。

あと、具体的に中国の例で使われているものを挙げられておりますが、いずれにせよということで 14 ページの下の方になりますけれども、主要農産物の輸入対象国で使用されている実態が確認されているものや、複数回にわたり登録や基準設定の要望が提出されている農薬については、優先物質として食品安全委員会及び厚生労働省において自発的に必要な資料を収集し、リスク評価を行い、残留基準値を定めていただきますようお願い申し上げます。

げるといふことで、残留基準値の設定といふのは、リスク管理機関である厚生労働省といふことで、その御指摘については厚生労働省の方にお伝えをするといふこと。

それから、輸入食品については、先ほども言いましたけれども、通知が出ておりますので、それにのっとなって行われている旨等が記載されております。

以上でございます。もし、これについて御意見いただきまして、御了解いただけるといふことであれば、この案を削除して確定という形にさせていただきたいと思っております。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。それでは、報告にございました暫定基準の設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順について、これは原案どおりといふことにさせていただきます。

今後は、これに基づきまして、個別農薬の評価を行っていくといふことにさせていただきたいと思ひますけれども、それでよろしいですね。

(「はい」と声あり)

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、リスク管理機関に対しましても実施手順が作成されたことについて、事務局の方からお知らせいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次が議事の(3)といふことになりまして「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」であります。

本件につきましては、6月15日の委員会会合で審議が行われましたけれども、プリオン専門調査会にも意見を伺った上で、改めて議論するといふことになっておりました。

では、プリオン専門調査会での意見につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

境情報・緊急時対応課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

今、寺尾委員長代理からお話ございましたように、6月15日の委員会会合の御議論を踏まえまして、6月22日に開催されましたプリオン専門調査会におきまして、自ら評価の案件につきまして御議論をしていただいております。

1ページ目が、専門委員からの意見といふことになっております。

その際には、2ページ目でございます、6月15日の委員会会合での御意見の概要。

その次のページ以降は、委員会会合におきまして事務局から御説明をさせていただいた資料。更に見上委員から提出された資料につきまして、事務局の方で御説明を行った上で、プリオン専門調査会の専門委員から御意見を承っております。

1 ページ目に戻っていただきたいと思います。

専門委員からの主な意見として、幾つかの で記しておりますが、御意見を並べております。

まず、情報量の面から 2 点ございまして、米国・カナダ産牛肉等のリスク評価をした経験からデータを十分に持っていないと思われる国も多く、情報収集がかなり困難なのではないか。

現在の情報量では、結論まで行けないのではないかと。O I E の評価の確認だけになってしまうのではないかという御意見。

それから、評価に取り組む必要性があるのではないかという御意見が次でございまして、B S E はヒトの健康に関わる問題であり、E F S A による評価で G B R I I I という結果が出ていることを無視してよいのか。食品安全委員会として取り組む姿勢があつてしかるべきというものでございます。

それから、評価の対象国につきまして、B S E の発生はイギリスから世界に広がった状況を考えると、メキシコ等の特定の国の評価だけでは不十分ではないか。

次に、事前の議論の必要性という観点から、本件は「 問題の有無」、「 情報収集の可能性」、「 評価した結果がどのように管理措置に反映されるか」、といったことが重要で、この辺りを踏まえ、評価のスタンスを十分議論して、評価をやるかやらないか、できるかできないか判断してはどうか。

それから、リスク管理機関との関係でございまして、自ら評価をしても、結果が管理措置に生かされなければ意味がないので、例えば自ら評価の結果、評価困難とされた場合、どのような管理措置が取られるのかについて、リスク管理機関から聞くなど、自ら評価とリスク管理機関との関係を整理しておく必要がある。

最後に座長からの御意見でございまして、まずは情報収集による現状把握や分析手法、例えば米国・カナダ産牛肉等に係るリスクを評価した項目をベースに、O I E や E F S A も参考に、追加に必要な項目があるのか等についてプリオン専門調査会で 1 ~ 2 回議論し、必要があれば専門家の意見を聴く勉強会を開催するなどして議論を深めた上で、自ら評価を行うかについて判断すべきではないか。こういった御意見として一応とりまとめた上で、本日御報告させていただいております。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。本件につきましては、リスク管理機関からもリスク管理措置についての考え方、協力をいただけるのであれば、その内容につきまして意見を聴いてみるということになっております。

本日は、リスク管理機関からもお越しいただいておりますので、自ら評価の結果は、管理措置に関わってまいりますし、評価に必要なデータは、リスク管理機関に関わるものが多く、リスク管理機関の協力が必要であると思われましても、これらの点につきまして御説明いただきたいと思えます。

では、農林水産省の釘田動物衛生課長、よろしく願いいたします。

釘田動物衛生課長 農林水産省の動物衛生課長の釘田でございます。

本日のBSEリスク評価につきましては、農林水産省だけではなくて、当然のことですが、厚生労働省と両方でリスク管理措置を取っておりますので、本来であれば、両省から出席すべきだったと思うんですが、厚生労働省の方が、現在、対米関係で担当官が出席できないということでございますので、今日は私の方から発言させていただきます。

自ら評価の実施に際しましての、リスク管理側の協力ということでございますけれども、各国のBSEに関してどのような措置が取られているかといったようなことにつきましては、勿論、国によって状況はかなり異なりますけれども、かなり公開されている情報も国によってはたくさんあるかと思えます。そういった情報については申し上げるまでもないと思えますけれども、食品安全委員会の方で、入手されるのではないかと承知しております。

それ以外の、例えば農林水産省を通じてでなければ入手困難な情報があるとすれば、そういったことについては、当然のことながら私どもとしても、食品安全委員会の方からの御要請なり御希望をお聞きした上で、当然そういった対応はやらせていただきたいと思っております。

とりあえず、以上です。

寺尾委員長代理 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、先ほど御説明がございましたプリオン専門調査会における意見、それから今の釘田課長の御説明を踏まえまして、自ら評価の取扱いにつきまして御意見をお伺いしたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

どなたか、御意見はございませんか。

どうぞ、お願いします。

中村委員 何かおさらいみたいな基本的なことなんですけれども、例えばメキシコとかチリとか中国とか、今、自ら評価の候補になるかと言われている国からの牛肉の輸入のことです。これは、BSEは勿論発生していないわけなんですけれども、例えばそれぞれの国との間でどんな取決めで、実際に輸入の実務が行われているんですか。

釘田動物衛生課長 これは、特にメキシコ、中国については、これまで国会審議でもいろいろ御質問をいただいております、その都度御説明させていただいておりますけれども、私ども農林水産省といたしましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、BSEという病気の特質から侵入があったとして、侵入後かなりの年月を経てから発症するという性格を持っている病気でございますので、万が一の発生時の混乱を防ぐ観点から、現在の牛肉輸入国との間で結んでおります家畜衛生条件の中で、これは国によって若干記述ぶりが異なっているところもございまして、基本的には、いわゆるSRMに該当する部分については除去していただいて、それを輸出しないという条件を輸出国の間では取り交わしてございます。メキシコ、中国、チリにおいても、いずれもSRM部位は輸出しないという条件をそれぞれの国と家畜衛生条件の中で取り交わしているということでございます。

以上です。

中村委員 わかりました。要するに、一番大きな条件というのが、SRMを除去した牛の肉とか内臓ということですね。

釘田動物衛生課長 もう一つ、付け加えさせていただきます。SRM除去に併せまして、当然のことですが、BSE発生国から迂回した輸入がないということが大事ですので、その国において発生がないこと。それから発生国で生まれた牛あるいは飼われたことがある牛ではないという証明を求めているということでございます。

寺尾委員長代理 よろしいですか。どうぞ。

中村委員 管理機関としては、つまりどんなふうなお考えかというのをお聞きしたかったんです。

というのは、いずれにしても、メキシコにしても、チリにしても、中国にしても今のところBSEは出ていないわけです。

今までの経緯で言えば、例えばアメリカにしてもカナダにしても普通の輸入をしていて発生しましたと。発生したことをきっかけにして一応輸入は止めて、その後、いろんな安全対策についての協議をして輸入再開ということをやってきたわけです。今まで発生が認められていない国についての対応は、今までと同じようなやり方で十分だというふうにお考えなのかどうかです。つまり、さっきおっしゃったような条件をきちんと守って輸入してくるのであれば、そんなに心配はない。

釘田動物衛生課長 ですから、万が一発生が認められたときであっても、最低限のリスク軽減措置というのは、先ほどのような条件で確保されているのではないかと考えており

ます。

ただ、現実にその国で B S E の発生が確認された後に、その国に対してこういったリスク軽減措置を求めていく必要があるかということにつきましては、まさにこれは私どもだけの判断というよりも、今の仕組みの中では、食品安全委員会に御相談しながら、こういったリスク管理措置を取るべきなのかということは決めていくことになるんだろうと承知しております。

寺尾委員長代理 よろしいですか。そのほかどなたか御意見はございませんか。

どうぞ。

中村委員 私どもの委員会でも、それからプリオン専門調査会でも、やはり情報が思うように集まらないんじゃないかと。それはさっき課長がおっしゃったように、各国で通常やっている措置については、情報は食品安全委員会だって取れるだろうというようなことをおっしゃって、しかし、それで取れない情報については、あるいは農林水産省でなければ、厚生労働省でなければ取れない情報については協力して提供してもいいということだったと思うんですが、正直な話、そういった農林水産省でなければ入手できない情報とか、あるいは厚生労働省だから入手できない情報というのは、ちょっとそのイメージが、どういう情報があるのかというのはよくわからないんですね。実際問題として、管理官庁としては食品安全委員会とか、あるいはプリオン専門調査会が抱いた危惧といたしますか、心配といたしますか、情報が十分取れないんじゃないかというような心配、不安に対してはどんなふうにお考えですか。

釘田動物衛生課長 今の御質問について、適切なお答えができるかどうか自信がございませんが、確かに国によって実際に取られている B S E 管理措置というのは、大きく異なっておりますし、また、そういった情報の公開度、開示度というのも異なっていると思います。

しかしながら、一つ申し上げられますのは、E U が行っております G B R というリスク評価を見ますと、既にアフリカですとか、中南米、ヨーロッパ諸国が貿易関係の深い国につきましては、いわゆる途上国といったような国につきましても、G B R の評価がなされております。

そういったことも勘案いたしますと、勿論、入手できる情報の量ですとか、質、あるいは情報の精度、そういったものについては国によってかなりばらつきがあるんだろうと思いますけれども、それはそういった情報の質なり量も考慮した上で、リスク評価というのは一定の方式に当てはめていくことによってできるという考え方も取れるのではないかと

という感じがいたします。

今、OIEのカテゴリーというのは三つの区分になっておりまして、これからどういったリスク評価をなさっていくのか、まだよくわかりませんが、OIEの考え方を踏まえますと、無視し得るリスク、いわゆる清浄国に近い、ほとんど清浄国と考えられる、無視し得るリスクの国というカテゴリーと、それから管理されたリスクの国、それで三つ目のカテゴリーというのは、不明なリスクということで、ほとんど情報が得られない国については不明なリスクというカテゴリーになっているわけです。そういった評価も言葉としては矛盾するような感じがいたしますが、不明なリスクという評価もあり得るんだろうと思います。

OIEのリスク評価の考え方の中では、そういった不明のリスクの国であってもすべての輸入を認めないという考え方は取られていないわけです。不明なリスクであっても一定のリスク軽減措置を取れば、貿易はやってもいいというのがOIEの考え方です。勿論、その際のリスク軽減措置というのは、例えば管理されたリスクの国よりもより慎重な管理措置が求められているんです。

一番大事なことは、今後どういった手法でリスク評価をやっていくかということについて、まず、手法を十分御議論いただいて、そのリスク評価の手法と、その結果どういったカテゴリー、どういった形でリスク評価の結果を示していくのかというようなやり方が明らかになってくれば、私どもの管理サイドといたしましても、将来出てくるとされるリスク評価の結果に見合っ、て、どういった管理措置を取っていくのかということについては、より具体的な検討ができるだろうと思っております。

寺尾委員長代理 よろしいですか。そのほか、どなたか御意見はございますか。

よろしければ、本件につきまして、実際の調査審議をプリオン専門調査会にお願いすることになると思いますけれども、プリオン専門調査会におきまして、本件は進める必要性は認めるものの情報が非常に少ない、困難な点が多いというようなことから、いきなり特定の国を対象として、自ら評価を始めるというのではなくて、輸入牛肉のリスクを評価することを想定した準備段階の議論を進めていったらどうかというような御意見でございました。

また、管理官庁は、今、釘田課長の御説明ですと、公開されている情報は、食品安全委員会で手に入るんだから、委員会で集めると。

管理官庁でなければ手に入らないような情報は協力しますと、そういう認識でよろしいんですね。

釘田動物衛生課長 はい。

寺尾委員長代理 そういうことでございます。このため、まずは米国・カナダ以外で我が国が牛肉を輸入しております国につきまして、情報収集によります現状の把握をし、それからこれまでのBSEのリスク評価の結果や、それからEFSA、OIEの評価手法や評価結果も参考にして、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について、プリオン専門調査会で御検討いただくというふうにしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

寺尾委員長代理 それでは、この件につきましては、直ちに特定の国を対象にいたしまして、自ら評価を開始するというわけではありませんが、プリオン専門調査会におきまして、ただいま申し上げましたように、米国・カナダ以外で、我が国が牛肉を輸入しております国について、情報収集によりまして、現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や、評価に必要な項目について議論を進めていただくということにしたいと思います。

この際に、リスク管理機関の方から、本日、御説明いただきましたような、リスク管理機関としての考え方につきまして、また、プリオン専門調査会におきましても御説明いただきますと、非常にありがたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

どうぞ。

釘田動物衛生課長 情報収集につきまして、先ほど寺尾委員長代理の方からまとめていただいたとおりなんですけど、恐らくこれからそういった作業を進められるとすれば、安全委員会の方で、事務局の方で質問票をこのような形で整理されて、相手国に質問票を送付して回答を求めるといった作業になるのかと思います。

よその国でやっている例を見ましても、そういった形で、リスク評価の主体から相手国の政府機関へ質問票が提出されれば、それに対しては相手国も誠実に回答するというのが期待されるわけですので、先ほどのお話にもありましたが、こういった情報が私ども管理側を通じないと入手できないのかということについては、私どもも具体的には特定しているわけではございません。

ですから、これは今後、そういった作業を進められる中で、そういう問題が生じたときに、個別に安全委員会の方とよく御相談させていただいて対応したいと思っております。よろしく願いします。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございます。どうかよろしく願いしたいと思いま

す。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の(4)でございまして「食品安全委員会の3年間を振り返って」という議事でございます。

食品安全委員会は、今月6月の末でちょうど3年を経過するということになりまして、創設以来の7名の委員というのは、一旦6月末で任期が満了となるということでございます。

委員会といたしまして、6月末に、言わば1期目ということでございますけれども、これが終わりまして、7月から新たな2期目が始まるわけでございますけれども、ちょうど節目に当たりますので、これまでの3年間を振り返るとともに、今後の在り方につきまして議論をしていただきたいと思います。

今日は、この委員会のメンバーでの最後の会合というわけでございますので、本日出席の先生方から個人的な感想も含めまして、順に考えをお聞かせいただければと思います。

そうしますと、「あいうえお」順ということになりまして、小泉委員からという話になりますけれども、よろしく願います。

小泉委員 私は、元兵庫医科大学で、公衆衛生学という領域の研究、教育をしてまいりました。3年前に突然、恐らく私だけじゃないかと思いますが、関西からこちらへまいりまして、東京で生活が始まったわけですが、業務に関しましては、専門委員の方々の御協力を得まして、何とかこなしてまいりました。

しかし、私ども公衆衛生学の中で、食品衛生の分野というのは1領域でして、そのほか、産業保健とか、精神保健とか、学校保健とか、いろんな領域がありまして、必ずしも食品に関する十分な専門家ではなかったと思いますし、今後もそういった面については非常に努力していかなければならないと思います。

3年振り返りまして、少し思い付いたというか、今、ちょっと心に思い浮かぶことを述べてみますと、皆様方、見られますように、諮問されて、評価が終了した案件というのが、大体諮問に対して約半分程度ということで、今後、ポジティブ制度のこともありまして、やはり今後は効率的な評価の進め方というんでしょうか、そういった一般的な基準、安全委員会、親委員会としての効率的な評価の進め方について、一つのスタンダード的なものを考えるべきではないかと思います。

もう一点は、この3年間で大体見ていますと、やはり定性的評価が主であったのではないかと。これからは少し統計学とか、あるいはいろんな推計学といったような定量的評価を行うように努力すべきではないかと思います。

それから、最も私が難しいと思ったのは、リスクコミュニケーションでして、やはり科学的な安全というものと、消費者の感覚的安心というんでしょうか、そういったものをできれば、今後イコールにできればと思っております。

もう一つは、やはり食品のリスクというのは、健康にとって一番リスクの可能性の高い要因を予測して、今後はそういった情報収集も早目に行って、予防的にリスク評価をしていくべきではないかと思っております。

以上です。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。

次に、坂本委員お願いします。

坂本委員 3年間大変責任の重い役割を終了いたしまして、正直なところほっとした気持ちがございます。

この委員会では、非常に多くのことを学ばせていただきましたが、完全な食品の確保ということのために必要な膨大な情報量あるいは集めた情報の信憑性の議論とか、それをまとめる作業量、食の安全の重要さとともに、仕事の大変さを目の当たりにいたしまして、事務局の方々、専門委員の先生方、あるいは委員の先生方が非常に大きな責任を持ち、大きな仕事をしてこられたということを感じた3年間ございました。

私は、栄養の分野にいましたので、薬品あるいは特に農薬だとか添加物、そういった動物の薬が動物を介して人間の口に入ったときの評価というようなことは、ちょっとわかりにくいことがたくさんございました。

しかも、非常勤ですので、週1回のこの会議のときに、いきなり会議が開かれるわけですから、大変緊張する時間でもございました。委員会全体の流れが、1週間あるいは、1か月の流れがあるのに、断面的に参加するということが非常につらい時間でもございました。私としては、ヒトの健康影響という視点から見るときに、何が障害になるのか、健康影響があるのかというような、少し広い視点から意見を申し上げてきたつもりでございます。

評価の対象となります食品は、天然物から加工された新しい食品がございまして、特に健康志向のニーズに応えた食品となりますと、まず、評価に必要な科学的データが十分でない場合が多くて、難しい評価になることが多々あったと思います。この薬食区分の制度が難しくなっていまして、こういうのが今後の食生活の方向の中で、どういうふうに動いていくんだろうと不安を感じます。

昨日のモニター会議のときも大変厳しい御意見がございました。こういったものがどんどん増えていったときに、日本人の実際の食糧状況はどうなるんだろうと。それを抑える

ことはできないのかと、ちょっと内容の違った意見が出てまいりましたけれども、実際にそういった傾向が強くなってきて、ヒトの食品を介しての健康志向というのがどういう方向へ行くのかということを考えながら、やはり評価のことも考えていかなければいけないのかなというふうに考えておりました。

したがって、こういう流れの中で断面的に参加していく場合に、できれば専門委員会に出席しない者でも、この委員会に出てくればその内容がわかるというような形で委員会運営がなされると、専門委員会に出ていなくても、どうしてこういう結果が出てきたということがわかる。また、公開でお見えになっている皆さん方も、専門委員会でどういう議論があったんだろう。勿論、ホームページには出てきますけれども、生の声で聞くのとは大分違う印象があるんじゃないかと思います。

したがって、専門委員会のディスカッションをそのまま全部再現するわけではありませんけれども、そこで出た結果と、委員会の委員の先生方のお話し合いがどこかで接点があって委員会へ出てくると、幾らか理解しやすくなるのではないかというのが私の感想でございました。

それと、先ほど小泉委員からもお話がありましたように、リスクの評価とコミュニケーションを同時にやるということは非常に難しいことで、本来ならば、管理系のリスクコミュニケーションでいろいろ御意見を伺わなければいけないだろうと思うようなことが、評価をするサイドに入ってくる。これはちょっと評価サイドとしては非常に責任の重いことであるし、既に責任が終わって離れているにもかかわらず、こちらへ来るというルートの検討が必要ではないかと思いました。

リスクコミュニケーションの在り方というのも、これから研究の必要があるかと思いますが、もう一つ、消費者にお願いしたい、私もこれから一消費者としてこの会を見るだろうと思いますけれども、食の安全性に対して非常に厳しくリスクゼロを要求しておられる。科学的評価に対しても、まだ常に不信感があるような御質問が出てくる。そのために出された科学的な評価に基づいて出された結論であるにもかかわらず、不信といいますか、不安といいますか、それが伴っているという消費者がいる一方で、広告あるいは口コミによる食品の薬効的な換言に惑わされるといえるのか、そういうもので安全性の確認もなく、摂取して健康障害を起こす人がいると。

こういった矛盾した行動がある背景には、やはり食品企業の安全の取扱いに対する広報活動に問題があるのかなという気もいたします。

最後に消費者自身が、もう少し食の安全性に対する判断の実力を付けていただきたい。

どれが安全に食べられるもので、安心して食べられるもので、これはちょっと心配なんではないかなというような判断を付ける食品安全教育というものがどこかであっていいんじゃないかなという気がいたしました。安全に関するリスク分析というのは、今後ますます重要性を増してくるだろうと思いますので、私はこれでお役を終わりになりますけれども、委員の先生方が、今後ますます御活躍されることを祈念しております。

ちょっと長くなりましたが、失礼いたしました。どうもお世話になりました。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、中村委員、お願いいたします。

中村委員 皆さん、御自分の御専門のことを経歴からおっしゃったので、私もちょっとそこからお話をしますが、私はもともと長いことジャーナリストをやっておりまして、それでこの委員会の中で、唯一文化系の委員なんです。これは折に触れて、今までもいろんなところで申し上げてきたことで、別に新しいわけではないんですが、考えてみると、やはりジャーナリストというのは、本当に出発点が庶民感覚でいろんなものをとらえて、それで取材をして、それを活字とか、あるいは言葉で表現するという仕事だと思うんです。

やはりこの世界に入ってみると、非常に内容と、その内容をめぐるやりとりというのは、まさに科学そのものであって、少なくとも出発点は庶民感覚ではない。科学的にそれをどういうふうに評価するかということで、そこが最初から私にとっては非常に難しく、とても自分の中でこなし切れなような思いがずっとしていました。それは今でもそんなに変わっていないんです。

一方、作業そのものについては、私は非常に立派な作業だと思っていますし、それから尊敬もしているわけです。今まで評価が終わった 238 の評価については、恐らくその結果については十分自信を持って国民の皆さんに示すことができるものだと思うんです。

ただ、一方ではそのことを多くの方が内容そのものについてまで細かい分子式とか何かのところまでは全く無理だとしても、そういう作業が粛々と行われてきている、今もそのことが続いているということをどれだけ伝えることができたのかどうかということは、私は極めて不十分だと思うんです。

わかりやすく伝えるという言葉は随所に出てまいりますけれども、わかりやすく努力するということは、正直言って、私は今までの3年間のことを顧みては、必ずしも十分ではなかったと思うんです。私自身もそのことをかなり重く考えていて、一度か二度だったと思いますけれども、科学的な評価そのものを、例えばパブリック・コメントに出すときに、それを短くというか、せいぜいA4の紙1枚ぐらいに、それこそわかりやすく要約して、

多少科学者の方の表現とかを緩めても、これはどういう意味なんだということをパブリック・コメントのときに分厚いものをぼんと出すのではなくて、そういった表紙を付けて、頭書きを付けてやったらどうかというような御提案もしたことがあるんです。実際にそれを勿論すべてのことについてやる必要はないし、特に国民の関心が深いようなことについてやったらどうかという意見を申し上げたこともあったんですけども、しかし、それは結局それほど実りもなく今日まで来ているというのが実情だと思います。

ですから、粛々と科学的な議論をしていけばいいんだと。それがこの委員会並びに専門調査会の仕事なんだということは、勿論絶対にそうなんですけれども、それをこの委員会の外にどうやって出していくか。つまり、恐らく今のパブリック・コメントで農薬とか添加物とか、そういう問題で訴えたときに、出てくる意見というのはほとんど専門家ですね。普通の一般の人は分かりませんよ。分からないから反応のしようがない。やはりそういうことは全体の7人の委員だけではなくて、ほとんど科学者が入っておられる専門調査会全体で議論していかないと、なかなか進まない。これはそんなに最近ではなくて、2年ぐらい前だったかと思いますが、ある専門調査会の議論の中で、要するに一般の人にわかりにくい評価ほどいい評価なんだと、こういうふうに言い放った委員の方がおられて、私は本当にびっくりしたんですけども、そういうようなことを皆さんが議論をしていかないと、なかなか理解されるのは難しいんじゃないかなというような気がしています。

私も、これで、3年間任期満了で退任をいたしますので、その辺は気にかかっていながら十分な対応もできずに去るわけですけども、できれば、まだ引き続きこの仕事を続けておられる方の頭のどこかにそんなことが残っていればいいかなと思っております。どうもお世話になりました。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。そうしたら、見上委員、お願いいたします。

見上委員 この3年間は、まさに試行錯誤の3年間で、私にとって大学以外のところに勤めたことがなくて、本当に苦労したというか、当然なんですけれども、大変な思いをしました。

特に大変と思うことは、要するに食の安全に関してリスクコミュニケーションがいかに難しいかということ。どうやったらうまく伝えられるか、今、中村委員のある種のサジェスションもあったわけなんですけれども、それが非常に自分ではどうにもならないジレンマというか、科学的には間違いなくこうだ、文献を読んでもすべてそうなんだ、だけれども、今度は受ける方の相手が、全然そういうとらえ方をしてくれないというのを、どうや

って説明したらいいか、それが非常に悩ましかったです。

かといって、今後、どうやって解決するかと、解決策を考えてはいても、なかなか思うとおりにいかないのではないかなと思います。

それから、全部で16ある専門調査会の中でも非常に深いディスカッションを伴いながら、効率的にどんどん決まっていくなりリスク評価もあるんですけども、何か目的を失って、細かいことで、要するに食の安全と直接関係ないことで、永遠と何回も何回も専門調査会を開くと、あれもやはり国民の皆さん方に返って逆の効果、すなわちコンフューズを起こしているのではないかと、そういうことに関しても今後考えていかなければならないのかなと、そのように思いました。

最後なんですけれども、ほとんどの国民の方は、我が国の自給率がカロリーベースで40%だということは、知っていると思うんですけども、一方では100%安全な食品を求めているという感じの方が非常に多くて、要するに食糧安全保障という観点から、その接点をどうやって求めたらいいか。今、言ったように、100%安全な食糧なんてないんだというところ、その程度を確率論的な話でもっていかないと、自給率に対して、それを向上させるということも不可能ではないかと思えます。

日本は、現在、お金があるから、世界から食糧を輸入しているわけなんですけれども、そういう時代もあつという間に過ぎてしまって、お金を幾ら出しても、送ってくれない。日本から言えば、輸出してくれない国が出てきたときに、一体どうしたらいいかと、そんなよけいなことも考えながら3年間を過ごしました。

これから、また3年間なるべく胃に穴を開けないように考えながらやっていきたいと思えます。

以上です。

寺尾委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、私が最後ということで、食品安全委員会の3年間は何だったんだろうかということをお考えすると、どうもこれは食品安全委員会が役割を果たすために、必要な体制あるいは機能というものを整備するための3年間ではなかったかなと私は思っております。

というのは、文字どおり、これはゼロからスタートしたわけですから、何もなかったわけですから、評価案件が来る中で体制を整えて、しかも機能をちゃんとしていくということをやってきたわけで、非常に大変だったと思えます。

評価につきましては、現時点で532案件あったんだそうです。そこら辺の数字はちょっとはっきりしませんけれども、とにかく50%ぐらいのものは評価をしているわけなんです。

ですから、専門調査会の先生方は非常に努力をしていただきまして、そういう意味では私といたしましては、非常に感謝を申し上げる次第です。

もう一つ、食品安全委員会というのは、先ほどからリスクコミュニケーションが盛んに出ておりますけれども、いろいろな情報を世の中に公開していくということ。更にリスクコミュニケーションの一環として意見交換会を開くとか、国民の皆様方から意見をいろいろ聞くということもやらなければいけないわけですが、では、それをどういうふうにしてやったらいいのか。初めは何もなかったわけですが、現時点では既にホームページというものができておりますし、季刊誌というものを1年に4回発行しておりますし、それから「食の安全ダイアル」というダイアルも四六時中とは言いませんけれども、昼間は使えるようになっているというようなこと。

それから、情報をいろいろ開示している、正確な名前をすぐ忘れてしまうんですけども、食品安全総合情報システムというものも立ち上がりまして、これはまだ完全ではありませんけれども、3年計画で完成させるということでありまして、そういう意味では国民の皆様方にいろいろな情報を提供するということがかなりできてきたのではないかなと思っております。

そういう意味では、事務局の皆様方の努力というのも非常に大変なものでありまして、私は委員の一人としましては、非常に感謝を申し上げるということでありまして。

3年間はどちらかといいますと、エネルギーを安全委員会の体制整備、機能の強化というものにつぎ込んできたわけですが、次の3年間はどうしたらいいかということになりますと、私は、一つは最近あちこちで言うんですけども、やはりこれは世界に向けて我が国の食品安全情報を発信していかないと、まずいのではないかなと思っております。

というのは、日米欧というのはワンセットというわけではないんですけども、日米欧というのは、必ずあらゆる分野で出てくるわけです。医薬品の分野でもそうですけれども、少なくとも現時点では日本はアメリカとヨーロッパと共に三極の一画を占めているんですけども、そういう体制を維持していくためには、どうしても日本は独自の情報というものを発信していかないと、いずれは三極の一画からドロップアウトするのではないかなと思っております。

ですから、次の3年間は少なくとも日本で行います食品の安全性の評価の結果、あるいは日本の考え方というものは、積極的に世界に向けて発信していくような、そういう体制を整えていく必要があるのではないかと思います。

これには、やはり予算とマンパワーというのがどうしても必要になってまいりますので、

なかなか今の時代には難しいところがあるんですけども、そう言っていると、やがてもうお呼びではないという時代になってしまいますと、それからまた元へ盛り返すというのは、大変な努力が必要なわけですから、何とかしてそれをやっていていただきたいというのが私の希望でございます。

私は、今月いっぱいでもって任期が終了いたしますので、大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

それで、何か議論をすることがありましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、本日の委員会の議事は終了いたしましたけれども、閉会でよろしいですね。

小木津総務課長 結構です。

寺尾委員長代理 それでは、149回の会合は閉会ということにさせていただきます。

次回の委員会会合につきましては、新しい委員によりまして、7月3日月曜日、来週の月曜日 11時から開催するということで準備を進めておりますので、お知らせ申し上げます。

それから、明日の6月30日、14時から遺伝子組換え食品等専門調査会を非公開で開催する予定にしておりますので、お知らせいたします。

それではどうもありがとうございました。